

③ 雇用開始の届出

令和6年4月以降の認定企業が、認定事業計画に基づき、**市内者を正社員として正規に雇用したとき**に届け出ます。企業立地奨励金に上乗せされる「雇用促進奨励金」（1人あたり30万円）の交付年度（最大6年間）を起算します。

提出期限

※令和6年3月までに認定を受けた企業は提出不要です。

市内者を正社員として雇用したときは速やかに提出します。

必要な書類

必須 （別記様式第11号） 雇用開始届出書（メール提出可、添付書類不要）

雇用促進奨励金の考え方

※認定事業計画への記載が奨励の対象です。

●交付されるには

新規雇用従業員（市内者）を1年以上継続して正規雇用し、2人以上になったときです。

●いつから雇用した人を算定できますか

事業計画の認定申請を行った日以降に雇用した人から算定可能です。

●はじめに雇用した人が1年継続せず、やめてしまったら？

その次に雇用した人を1人目とします。雇用開始届出書を再度提出してください。

●2人以上とは？雇用人数の数え方は

①基準日は**「雇用を開始した日から1年を経過した日」**です。

②毎年1月1日から12月31日を1年間として、1人目から連続して6年間です。

③企業立地奨励金が交付される年度の前年12月31日時点までにおいて

1年以上継続雇用した新規雇用従業員を雇用促進奨励金の対象として算定します。

●雇用促進奨励金の事例

次のページに記載しています。参考にしてください。

準備しておく書類

企業立地奨励金等の交付申請に必要です

●雇用開始届出書に添付する必要はありません。

●企業立地奨励金等の交付申請のときに提出しますので、準備をしておきます。

- 新規雇用従業員の名簿（雇用の都度更新。①採用日・②氏名・③住所地を記載）
- 新規雇用従業員の雇用保険被保険者資格喪失届兼氏名変更届
- 新規雇用従業員の雇用保険取得等確認通知書（事業主通知用）
- 新規雇用従業員が住民票に記録されている事項を記載した書類
(マイナンバーカードの住所部分の写し・各種免許証等の写し・住民票写し)

その他

●企業立地奨励金の交付の申請の時点で雇用されていない場合であっても、 新規雇用従業員の雇用が1年以上継続したものであって必要な書類があれば、 雇用促進奨励金の対象となります。上記の書類を準備しておいてください。

【問合せ先】 那須烏山市商工観光課商工振興グループ 電話 0287-83-1115

メール shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp

R6.4.1

事例1

操業後に毎年1人ずつ雇用した例

●事例1の設定

(1) 認定申請日	令和6年4月1日
(2) 操業した日	令和7年3月1日
(3) 最初の賦課期日の属する年度	令和8年度
(4) 企業立地奨励金交付年度	令和8年度から令和13年度（6年間）

従業員A（1人目）の継続雇用見込年月日
雇用を開始した日から1年を経過した日

令和8年3月31日 →①年目

●雇用促進奨励金に係る算定 ※①年目に届出中の1年継続雇用見込年月日を含める

雇用促進奨励金の 算定年数	1年を経過した日		→	交付年度見込み
	自	至		
①年目	R8.1.1	R8.12.31	→	R9年度
②年目	R9.1.1	R9.12.31	→	R10年度
③年目	R10.1.1	R10.12.31	→	R11年度
④年目	R11.1.1	R11.12.31	→	R12年度
⑤年目	R12.1.1	R12.12.31	→	R13年度
⑥年目	R13.1.1	R13.12.31	→	R14年度

●実際の運用例

年	雇用促進奨励金に係る算定				必要な手続き	企業立地奨励金等		
	年数	従業員	雇用日	1年経過		交付年度	企業立地	雇用促進
R6	—	—	—	—	—	—	—	—
R7	①	A	R7.4.1	R8.3.31	操業届（R7.3.1付） 雇用開始届（A分）	—	—	—
R8	②	B	R8.4.1	R9.3.31	奨励金等交付申請	R8年度	○	—
R9	③	C, D	R9.12.1	R10.11.30	〃	R9年度	○	—
R10	④	E	R10.10.1	R11.11.30	〃	R10年度	○	②B
R11	⑤	F	R11.6.1	R12.5.31	〃	R11年度	○	③CD
R12	⑥	G	R12.2.1	R13.1.31	〃	R12年度	○	④E
R13	✗	H	R13.5.1	R14.4.30	〃	R13年度	○	⑤F

●解説

- ✓ R9年度分奨励金は、R8.12.31時点で1年以上継続した新規雇用従業員がAの1人しかおらず、雇用促進奨励金の交付の対象となる2人に達していないので、交付されません。
ただし、雇用促進奨励金が交付される6年のうち①年目としての算定は始まります。
- ✓ R13.1.31時点で1年以上継続した従業員Gについては、雇用促進奨励金に係る算定年数は⑥年目ではありますが、令和14年度は企業立地奨励金の交付が終了しているので交付されません。

事例2

認定の申請以後、操業前に雇用を開始した例

●事例2の設定

(1) 認定申請日	令和6年4月1日
(2) 操業した日	令和8年3月1日
(3) 最初の賦課期日の属する年度	令和9年度
(4) 企業立地奨励金交付年度	令和9年度から令和14年度（6年間）

従業員A（1人目）の継続雇用見込年月日
雇用を開始した日から1年を経過した日 令和7年3月31日 → ①年目

●雇用促進奨励金に係る算定 ※①年目に届出中の1年継続雇用見込年月日を含める

雇用促進奨励金の 算定年数	1年を経過した日		→	交付年度見込み
	自	至		
①年目	R7.1.1	R7.12.31	→	R9年度
②年目	R8.1.1	R8.12.31	→	R10年度
③年目	R9.1.1	R9.12.31	→	R11年度
④年目	R10.1.1	R10.12.31	→	R12年度
⑤年目	R11.1.1	R11.12.31	→	R13年度
⑥年目	R12.1.1	R12.12.31		

●実際の運用例

年	雇用促進奨励金に係る算定				必要な手続き	企業立地奨励金等		
	年数	従業員	雇用日	1年経過		交付年度	企業立地	雇用促進
R6	①	A	R6.4.1	R7.3.31	雇用開始届（A分）	—	—	—
		B	R6.10.1	R7.9.30	—	—	—	—
		C	R6.12.1	R7.11.30	—	—	—	—
R7	②	D	R7.9.20	R8.8.19	操業届（R8.3.1付）	—	—	—
R8	③	—	—	—	—	—	—	—
R9	④	E, F	R9.12.1	R10.11.30	奨励金等交付申請	R9年度	○	①ABC ②D
R10	⑤	G	R10.10.1	R11.11.30	//	R10年度	○	③—
R11	⑥	H	R11.6.1	R12.5.31	//	R11年度	○	④E F
R12	⑦	I	R12.2.1	R13.1.31	//	R12年度	○	⑤G
R13	⑧	J	R13.5.1	R14.4.30	//	R13年度	○	⑥H
R14	⑨	K	R14.2.1	R15.1.31	//	R14年度	○	—

●解説

- ✓ 認定申請日以後のR6年の1年間で既にA B Cの3名を雇用し、翌R7年にD 1名を雇用しています。
R9年度の企業立地奨励金では、前年のR8.12.31時点で1年以上継続した新規雇用従業員が①～②の2年間にかけて計4名いるので、R9年度にまとめて従業員A、B、C、D分が交付されます。
- ✓ 雇用促進奨励金の算定年数は従業員Aの1年継続年月日が属する年を①年目とし、連続して6年なので、従業員Hまでが交付対象です。
従業員I以降は交付対象外です。